



令和 7 年 3 月 19 日
住宅局住宅生産課

「ここまでできる木造建築のすすめ」が新しくなりました！ ～店舗や保育所といった用途毎にわかりやすく紹介します～

「ここまでできる木造建築のすすめ」は、木造建築物に適用される建築基準法の規制について、店舗や保育所といった建物の用途別に紹介しています。この度、最新の法改正内容を反映して改訂しました。

○建築基準法を解説する技術書の多くは、単体規定や集団規定、構造耐力など法令の条文に沿った解説が行われているのが一般的ですが、この「ここまでできる木造建築のすすめ」は、木造建築物の可能性をテーマとし、建てたい用途別に適用される法令を整理し、紹介しています。

○タイトルに「ここまでできる」とあるように、木造建築物の可能性がテーマです。詳細は法令を確認する必要がありますが、令和 4 年の改正建築基準法が全面施行されるタイミングで、最新版を作成しましたので、「ここまでできる木造建築のすすめ」を手がかりにして、建築物のさらなる木材利用に取り組まれることを期待しています。

○資料公開先：https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mokuzo_susume.html

<問合せ先>

住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室

TEL：03-5253-8111（代表）

